

# 京都市 空き家活用・流通 支援等 補助金

令和  
3年度

1年以上居住者又は利用者がいない**一戸建て・長屋建て**の  
空き家を、まちづくり活動の拠点など**京都市の活性化につながる**  
**目的で活用する場合**に、改修費の一部を助成します。

## 補助対象となる活用目的（特定目的）

- ① 地域の居場所づくり
- ② 北部山間地域に移住する者の住まい
- ③ 京都市外から移住する者の住まい
- ④ 若手芸術家の居住・制作・発表の場づくり
- ⑤ 大学、短期大学、大学院の学生の住まい
- ⑥ 商店街の街区内における集客力向上に資する用途（小売業・飲食業等）での活用
- ⑦ スタートアップ等の事業者が新たに入居する事業所
- ⑧ 留学生又は外国人研究者の住まい
- ⑨ 京都市地域連携型空き家対策促進事業取組地区内において活用するもの
- ⑩ 京町家等（※）を活用・流通するもの

詳細については、ホームページや  
窓口で配布の資料により御確認ください。

（※）京町家等とは、昭和25年11月22日以前に着工された伝統構法（柱、梁等の主要構造部が木材で造られており、壁には貫に竹木舞の土壁が多く用いられている木造軸組構法のこと。）によって建築されたものをいいます。

## 対象者

- 物件所有者 ○物件を賃借又は購入しようとする者
- 所有者から借り受け、サブリースを行う者

## 補助金額

補助工事費用の2/3 上限額60万円  
（特定目的⑩以外の活用をされる場合で、京町家等（※）  
の場合であれば90万円）

▼ 耐震改修等の補助金とも併用できる場合があります。

## 申請方法

**事前相談や事前協議、申請手続は予約制**です。

▼ 必ず下記に御連絡のうえ、御予約ください。

- ▼ 年度途中で予算額に達した場合は、受付を終了します。
- ▼ 既に**工事に着手**されている場合や違反建築物・**未登記**の建築物は、**補助対象となりません**。
- ▼ D I Yを除き、施工者は京都市内に本店又は主たる事業所を置く事業者であることが必要です。

## 問合せ・申請窓口

空き家相談窓口 [TEL：075-231-2323]

— 京都市 都市計画局 まち再生・創造推進室内 —

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 番地

[受付時間] 9:00 ~ 11:30 / 13:30 ~ 17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



京都市空き家活用・流通支援等補助金

検索



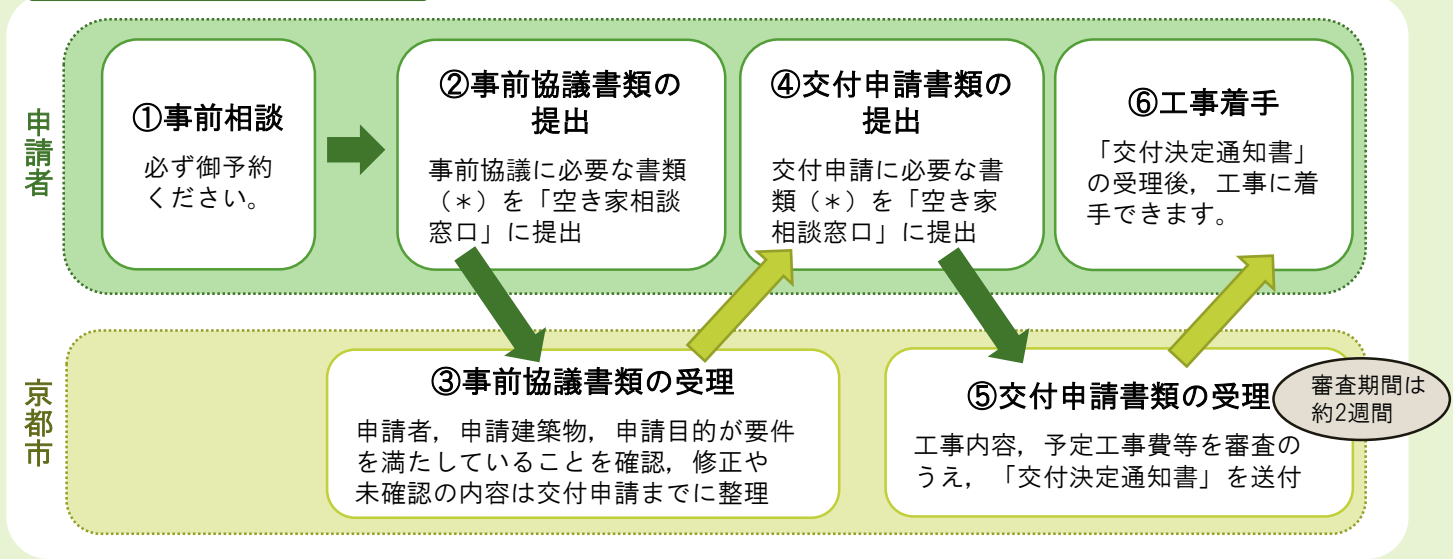
Before



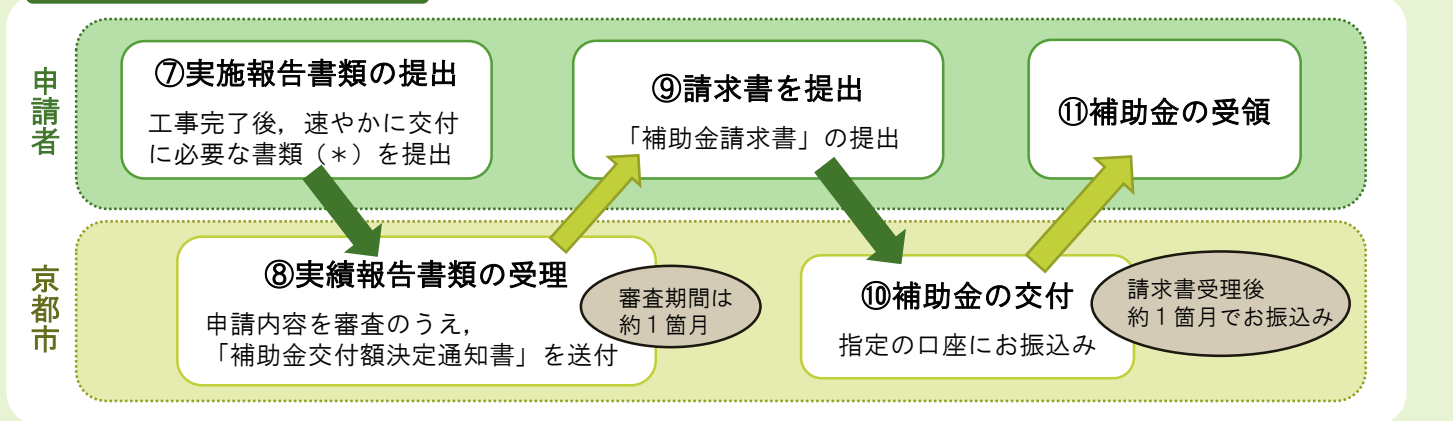
After

# ●申請の流れ・必要書類

## STEP1 工事前の手續



## STEP2 工事後の手續



\* 必要な書類については、空き家相談窓口で配布しているほか、まち再生・創造推進室ホームページからダウンロードできます。

空き家の活用方法でお悩みの方は、  
まずは「**専門家派遣制度**」を利用しませんか？



空き家の現地で建物の状態を見ながら専門家に具体的な相談ができるので、利用者の皆さんからは「参考になった」「利用してよかった」との声が寄せられています！

事前  
申込制

無料

## → 京都市空き家活用・流通支援 専門家派遣制度

使用していない戸建て・長屋建ての空き家や、空き家になる予定の建物の活用・流通について必要な助言や情報提供等を行う専門家（**建築士及び地域の空き家相談員\***）を**無料**で派遣します（市職員も立ち会います。）！

\* 空き家所有者や地域の方が、空き家に関して気軽に相談できる体制を整備するため、京都市の研修を受けた地域に身近な「まちの不動産屋さん」を、市が「京都市地域の空き家相談員」として登録しています。相談員への相談は、直接来店又は電話で受け付けています（事前申込不要）。

京都市地域の空き家相談員 [検索](#)

京都市空き家活用・流通支援専門家派遣制度 [検索](#)

